

中央学院大学大学院学則

(平成18年4月1日制定)

第1章 総則

(目的)

第1条 中央学院大学大学院（以下「本大学院」という。）は、中央学院大学（以下「本学」という。）の建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 商学研究科は、建学精神や時代の求めに応じ、一市民としての責任と義務を自覚し、かつ、自らの個性や特性を最大限に伸ばしながら21世紀型の新しい産業を創出する人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 教育研究活動等の状況については、刊行物への掲載その他の方法によって積極的に情報を提供することに努めるものとする。

3 点検及び評価の結果については、学外者による検証を受けることに努めるものとする。

第2章 研究科の組織及び定員等

(課程等)

第3条 本大学院に次の研究科、専攻、課程を置く。

商学研究科 商学専攻 修士課程

(収容定員)

第4条 本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

商学研究科 商学専攻 修士課程

入学定員 10名

収容定員 20名

(修業年限)

第5条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 修士課程の在学年限は、4年を超えることはできない。

第3章 教員及び運営組織

(教員組織)

第6条 本大学院における授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）は、本学の教授または准教授のうちから選任された者が、これを担当する。ただし、必要に応じて専任の教授、准教授及び兼任の講師に授業を担当させることができる。

(研究科委員会)

第7条 本大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、本大学院で科目を担当する専任教員をもって構成する。
- 3 研究科委員会は、研究科長が召集してその議長となる。
- 4 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立するものとし、その議決は出席者の過半数による。可否同数の場合には、議長がこれを決する。
- 5 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学・修了に関する事項
 - (2) 学位に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの
- 6 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 7 研究科委員会に関する規程は、研究科委員会の意見を聴いて学長が別に定める。
(研究科長)

第8条 本大学院に研究科長を置く。

- 2 研究科長は研究科を代表し、研究科の運営をつかさどる。
- 3 研究科長は、研究科委員会の意見を聴いて、本大学院で科目を担当する専任教授のうちから選任する。
- 4 研究科長の任用に関する規程は、研究科委員会の意見を聴いて学長が別に定める。

第4章 授業科目及び履修方法等

(教育方法等)

第9条 本大学院の教育は、研究指導によって行うものとする。

(授業科目等)

第10条 研究科の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(履修方法等)

第11条 学生は、修士課程の標準修業年限中に、専攻における所定の授業科目について30単位以上を修得しなければならない。

年 次	履 修 単 位 数
1 年 次	20単位以上～26単位以内
2 年 次	4単位以上
合 計	30単位以上

(入学前の既修得単位の認定)

第12条 本大学院に入学する前に本大学院または他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、当該研究科委員会において教育研究上有益と認めるときは、10単位を超えない範囲で、第11条に規定する単位に充当することができる。

第5章 課程の修了及び学位の授与

(課程の修了)

第13条 修士課程の修了は、2年以上在学し、第11条に定める単位を修得し、且つ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格したものとする。

(学位規則)

第14条 学位論文の審査及び最終試験、その他学位に関し必要な事項は、本学学位規則の定めるところによる。

(学位の授与)

第15条 本大学院において、商学研究科の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

商学研究科 修士(商学)

第6章 学年、学期及び休業日

(学年等)

第16条 学年、学期及び休業日は、中央学院大学学則の定めるところによる。

第7章 入学

(入学時期)

第17条 入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第18条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、かつ本大学院の研究科委員会において、既修得の単位が優れた成績であることを認められた者
- (6) 本大学院の研究委員会が(1)の者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第19条 入学志願者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第20条 入学志願者については、学力試験、その他の方法により選考する。

(入学手続)

第21条 選考により合格した者は、指定の期日までに、保証人連署の在学保証書を含む本学所定の書類を提出し、入学金その他の諸費を納めなければならない。

(入学の許可)

第22条 学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学)

第23条 他の大学院から、本大学院に転入学を願い出た者は、志願する研究科に欠員のある場合に限り、研究科委員会で選考の上、入学を許可することがある。

2 第19条及び第21条の定めは、転入学志願者に準用する。

3 第1項により入学を許可された者の在学年数及び既修得単位の認定は、当該研究科委員会において行う。

(保証人)

第24条 保証人については、本学学則第29条を準用する。

第8章 教育職員免許状

(教育職員免許状)

第25条 教育職員免許状を得ようとする者は、当該免許教科に係わる一種免許状を既に取得または同免許状の取得申請資格を得た上で、本大学院研究科において教育職員免許法及び同施行規則に定める所定の科目の単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科において取得できる教育職員の専修免許状の免許教科の種類は次のとおりとする。
高等学校教諭専修免許状 商業

第9章 科目等履修生等

(科目等履修生)

第26条 本大学院の学生以外の者で本大学院研究科における授業科目を履修し、単位の修得を希望する者があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、その者の学力を考査し、科目等履修生として受け入れることがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第27条 本大学院の学生以外の者で本大学院研究科における授業科目の聴講を希望する者があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、その者の学力を考査し、聴講生として受け入れることがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第28条 本大学院の学生以外の者で本大学院研究科において特定事項の研究を希望する者（他大学の大学院または企業・公共団体等からの委託によって一定期間指導教員の指導を受け、特定事項の研究に従事する者を含む。）があるときは、正規学生の研究並びに指導に支障のない範囲において、その者の学力を考査し、研究生として受け入れることがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める

第10章 休学・退学・再入学・除籍・復籍

(休学)

(追録)

第29条 学生が、疾病その他特別の理由により1か月以上修学することができない場合は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学生が、疾病その他の理由により1か月以上修学することが適当でないと認められる場合、学長は、休学を命ずることがある。

(休学期間)

第30条 休学期間は、通算して修士課程にあつては2年を超えることはできない。

2 休学期間は、第5条第2項に規定する在学期間には算入しない。

3 休学期間中に休学の理由が消滅した場合は、願い出により休学の取り消しを認め、復学させることがある。

(退学)

第31条 学生が、退学しようとする場合は、学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第32条 第31条の規定により退学した者が、再入学を願い出たときは、退学後2年以内に限り、研究科委員会の意見を聴いて、学長は、これを許可することができる。

2 再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の取扱い並びに在学すべき年数等については、研究科委員会の意見を聴いて、研究科長が決する。

3 再入学に関する取扱いは、第21条を準用する。

(除籍)

第33条 次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、その者を除籍する。

(1) 学費その他の諸費を所定の期限までに納入せず、督促を受けても納入しない者

(2) 第5条第2項に規定する在学年限を超えた者

(3) 第30条第1項に定める休学期間を超えた者

(4) 入学の時期から1か月以内に入学を取り消した者

(5) 在学中に死亡した者

2 学長は、前項に規定する者のほか、研究科委員会が認めた者の除籍について決定する。

(復籍)

第34条 第33条第1項第1号及び第2号の定めによって除籍された者が、2年以内に所定の手続きを経て、復籍を願い出たときは、研究科委員会の意見を聴いて、学長は、これを認めることがある。

第11章 賞罰

(表彰・懲戒)

第35条 表彰及び懲戒は、本学学則第59条及び第60条を準用する。

第12章 外国人留学生

(外国人留学生)

第36条 外国人が、本大学院に入学を志願するときは、特別選抜を実施し、外国人留学生として入学を許可することができる。

第13章 学費等

(入学検定料)

第37条 入学検定料は、別表2のとおりとする。

(学費)

第38条 入学金及び授業料その他の費用は、別表2のとおりとする。

(納入期限)

第39条 納入期限は、別表2のとおりとする。

2 学費の延納は、「中央学院大学学籍異動及び学費納入金の取扱要綱」第5条規定を準用する。

(再入学者の学費)

第40条 再入学者の学費は、「中央学院大学学籍異動及び学費納入金の取扱要綱」第14条規定を準用する。

(休学期間の学費)

第41条 休学期間の学費は、「中央学院大学学籍異動及び学費納入金の取扱要綱」第9条及び第10条の規定を準用する。

(学費の減免)

第42条 本学学部卒業者が、本大学院に進学する場合に限り、入学金を全額免除する。

第14章 改廃

(改廃)

第43条 この学則の改廃は、研究科委員会の審議を経て理事会で決定する。

附則

(施行期日)

- 1 この大学院学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成19年4月1日一部改正
- 3 平成20年4月1日一部改正
- 4 平成21年4月1日一部改正
- 5 平成25年4月1日一部改正
- 6 平成27年4月1日一部改正
- 7 令和5年4月1日一部改正

別表1 商学研究科商学専攻（修士課程）の授業科目及び単位

	授業科目の名称	単位	修了必要単位
会 計 学 系 列	財務会計論特論Ⅰ	2単位	主に研究する系列の授業科目を2 2単位以上履修しなければならない。 また、同一教員（修士論文指導教員） が担当する特論Ⅰ・Ⅱ、演習、特別研 究指導の計12単位は必ず履修しな ければならない。 合計30単位以上履修のこと。
	財務会計論特論Ⅱ	2単位	
	財務会計論演習Ⅰ	2単位	
	財務会計論演習Ⅱ	2単位	
	管理会計論特論Ⅰ	2単位	
	管理会計論特論Ⅱ	2単位	
	管理会計論演習Ⅰ	2単位	
	管理会計論演習Ⅱ	2単位	
	租税法特論Ⅰ	2単位	
	租税法特論Ⅱ	2単位	
	租税法演習Ⅰ	2単位	
	租税法演習Ⅱ	2単位	
	ビジネス・ロー 特論Ⅰ	2単位	
	ビジネス・ロー 特論Ⅱ	2単位	
	ビジネス・ロー 演習Ⅰ	2単位	
	ビジネス・ロー 演習Ⅱ	2単位	
	会計監査論特論Ⅰ	2単位	
	会計監査論特論Ⅱ	2単位	
	税務会計論特論Ⅰ	2単位	
	税務会計論特論Ⅱ	2単位	
ファイナンス 特論Ⅰ	2単位		
ファイナンス 特論Ⅱ	2単位		

經 營 學 系 列	現代企業管理特論 I	2 單位	
	現代企業管理特論 II	2 單位	
	現代企業管理演習 I	2 單位	
	現代企業管理演習 II	2 單位	
	經營組織論特論 I	2 單位	
	經營組織論特論 II	2 單位	
	經營組織論演習 I	2 單位	
	經營組織論演習 II	2 單位	
	國際經營論特論 I	2 單位	
	國際經營論特論 II	2 單位	
	國際經營論演習 I	2 單位	
	國際經營論演習 II	2 單位	
	經營情報論特論 I	2 單位	
	經營情報論特論 II	2 單位	
	經營情報論演習 I	2 單位	
	經營情報論演習 II	2 單位	
	マーケティング論特論 I	2 單位	
	マーケティング論特論 II	2 單位	
	マーケティング論演習 I	2 單位	
	マーケティング論演習 II	2 單位	
	國際經濟論特論 I	2 單位	
	國際經濟論特論 II	2 單位	
	國際經濟論演習 I	2 單位	
	國際經濟論演習 II	2 單位	
	流通論特論 I	2 單位	
流通論特論 II	2 單位		
保險論特論 I	2 單位		
保險論特論 II	2 單位		
外国文献研究 I (英語)	2 單位		
外国文献研究 II (英語)	2 單位		
	特別研究指導 I	2 單位	
	特別研究指導 II	2 單位	

別表2 学費等 (単位:円)

4月入学者 1年次

	本学出身者	他大学出身者	納入期日
入 学 金	—	300,000	指定された入学手続期間
授 業 料 (年額)	500,000 (固定制)	500,000 (固定制)	前期、春セメスター 250,000 指定された入学手続期間 後期、秋セメスター 250,000 10月31日まで
施設設備費	180,000	180,000	前期、春セメスター 180,000 指定された入学手続期間
入学検定料	35,000	35,000	指定された入学志願時

注1) 本学出身者の入学金は、全額免除。

注2) 留学生の授業料減免は後期、秋セメスターの授業料を対象とする。

10月入学者 1年次

	本学出身者	他大学出身者	納入期日
入 学 金	—	300,000	指定された入学手続期間
授 業 料 (年額)	500,000 (固定制)	500,000 (固定制)	後期、秋セメスター 250,000 指定された入学手続期間 前期、春セメスター 250,000 4月30日まで
施設設備費	180,000	180,000	後期、秋セメスター 180,000 指定された入学手続期間
入学検定料	35,000	35,000	指定された入学志願時

注1) 本学出身者の入学金は、全額免除。

注2) 留学生の授業料減免は前期、春セメスターの授業料を対象とする。

4月入学者 2年次以降

	本学出身者	他大学出身者	納入期日
授 業 料 (年額)	500,000 (固定制)	500,000 (固定制)	前期、春セメスター 250,000 4月30日まで 後期、秋セメスター 250,000 10月31日まで
施設設備費	180,000	180,000	前期、春セメスター 180,000 4月30日まで

注) 留学生の授業料減免は後期、秋セメスターの授業料を対象とする。

10月入学者 2年次以降

	本学出身者	他大学出身者	納入期日
授 業 料 (年額)	500,000 (固定制)	500,000 (固定制)	後期、秋セメスター 250,000 10月31日まで 前期、春セメスター 250,000 4月30日まで
施設設備費	180,000	180,000	後期、秋セメスター 180,000 10月31日まで

注) 留学生の授業料減免は前期、春セメスターの授業料を対象とする。